

第 7 章

方法書に対する経済産業大臣の勧告

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づく方法書に対する経済産業大臣の勧告（令和6年8月21日付）は、次のとおりである。

同条第3項の規定に基づき経済産業大臣から送付を受けた北九州市長の意見（写し）に関する内容は、「第6章 6.2 方法書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解」のとおりである。

経 済 産 業 省

20240229保第10号

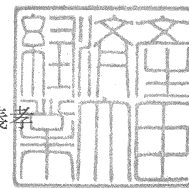
令和6年8月21日

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 新藤 義孝



九州電力株式会社「（仮称）新小倉発電所6号機建設計画に係る環境
影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年2月29日付けで届出のあった、（仮称）新小倉発電所6号機建設計画に係る環境影響評価方法書について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

なお、同条第3項の規定に基づき、北九州市長からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、勘案されたい。

○調査、予測及び評価の手法について

建物ダウンウォッシュ発生時における環境影響予測について、煙突高さと周辺建屋の関係を踏まえ、特殊気象条件下の短期予測に加え、年平均値についても予測及び評価を検討すること。



(空白)